

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金 よくあるご質問

ご 質 問	回 答
<p>① レシートに名前が印刷されていないが、領収書として使えますか。</p>	<p>■支払証明書か、スタンド発行の領収書が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レシートに名前(手帳所持者か家族運転者の氏名)が印刷されない時は、購入ごとに支払証明書の右側の欄に、スタンドの名前、住所等のハンコと領収印を押して証明してもらってください。レシートに名前を手書きで書いていただけでは、誰が証明したか分からず、請求可能な証拠書類として認められません。 ・またはスタンドで領収書を請求者名で書いてもらい、購入量計算書に添付してください。
<p>② 年の途中で普通自動車を買換えたのですが、継続して請求できますか。</p>	<p>■再度、自動車税の減免申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車を買換えた場合には、再度、山梨県自動車税センターにおいて、自動車税の減免申請が必要となります。減免申請を行っていない自動車の燃料費の請求はできません。 ・なお、燃料費請求は、買換え時等に減免申請を行った場合は、継続して対象となります。
<p>③ 手帳に4月に遡って減免と書いてある。4月から請求できるか。 (平成30年3月10日に普通自動車を購入し登録した。自動車税の減免申請に行ったのは、平成30年5月20日だが、手帳に「平成30年4月から減免」と県税事務所の方が書いてくれた。)</p>	<p>■定期期間内であれば、請求可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月から5月の間は、自動車税減免申請の「定期期間」といいます。 ・3月31日までに購入(車検証登録)していた自動車は、定期期間内に減免申請を行えば、4月分から減免されます。 ・燃料費請求についても、「4月から減免」と手帳に記入されていれば、4月1日から請求可能です。 <p>※自動車税の減免制度につきましては、山梨県自動車税センター(山梨県総合県税事務所自動車税部)にお問い合わせください。(TEL:055-262-4662)</p>
<p>④ 年の途中で他県に転居しました。いつまで対象になりますか？</p>	<p>■転居の前日まで請求可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出届を出した前日までに購入した燃料費が請求できます。 ・請求の際、転出日のわかる書類をお持ちください。(転出証明書写し) ・申請のために来県できない場合は、事前に電話で当所までご相談ください。
<p>⑤ 年の途中で他県から転入しました。いつから対象になりますか？</p>	<p>■各届出を行った日の翌月1日から請求可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な届出は次とおりです。 ①市町村役場へ転入届を出してください。 ②普通車は県税事務所、軽自動車は市町村役場で減免申請を行ってください。 ・原則では、転入届と減免申請・あるいは減免に該当することが確認できた翌月1日から、燃料費が請求できます。
<p>⑥ 年の途中で障害者本人が亡くなりました。どのように申請したらよいですか？</p>	<p>■死亡日の前日まで請求可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人が亡くなる前日までに購入した燃料費が請求できます。 ・ご本人の代理となって請求する場合は、別紙「請求者(手帳所持者)死亡時の請求方法」をご確認の上、各書類を提出してください。
<p>⑦ 軽自動車を所有していますが、軽自動車税の減免を受けていません(手帳の備考欄に減免印がありません)。助成対象になりますか？</p>	<p>軽自動車を購入した時期又は減免対象となった時期によって、次のとおり取り扱いが異なります。</p> <p>①1月～3月の間に新たに軽自動車を購入又は軽自動車税の減免対象となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月に手続きをしなかった場合は助成対象になりません。ただし、新たに減免申請を行った場合には、その翌月から対象となります。 <p>②4月以降に新たに対象となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度減免対象になることが確認できる場合は、軽自動車を購入した月又は減免対象となった月の翌月から助成対象となります。
<p>⑧ 5月に手帳の級が3級から1級になりました。既に減免になっています。いつから請求できますか。</p>	<p>■1級に変更になった当日から請求可能です。</p>

※その他ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 山梨県富士・東部保健福祉事務所 0555-24-9047